

## JUSSCANNZ諸国(日、米、豪、カナダ等)の主張

1. Precautionary Principleは国際的に合意された定義がない概念であり、個別の条約に新たに導入するのは不適當。必要ならリオ宣言のPrecautionary Approachを引用すべき。
2. 対象物質の追加に当たっては、検討委員会の科学的議論を尊重すべき。特に最初のスクリーニングレベルでの検討段階まで政治的な議論の場に持ち込む必要はない。
3. EU提案の「Lack of scientific certainty...」の文は科学的議論を踏まえた物質選定のプロセスを無視するもので、条文の項として書くのは不適當。